(原審・新潟地方裁判所高田支部平成11年(ワ)第4号慰謝料請求事件(原審言 渡日平成12年12月7日))

- 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 上記部分に係る被控訴人の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

- 申立て
  - 控訴人

主文と同旨

- 被控訴人
  - (1) 本件控訴を棄却する。
  - (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事案の概要

本件は、控訴人の元職員であった被控訴人が、「平成10年1月1日付け の控訴人の機構改革に伴う人事異動において、従前控訴人税務課長の職にあった被 控訴人に対し、総務課参事とする旨の人事発令(本件発令)がされたところ、本件 発令は、被控訴人を嫌悪する控訴人村長(第一審被告)が、嫌がらせのために行っ たものであって違法である。」と主張して、控訴人及び村長に対し、慰謝料の支払を求めた事案である。原判決は、本件発令は違法であると認め、控訴人に対し慰謝料50万円の支払を命じた(村長に対する請求は、公務員として行った行為につい て個人責任を追及することはできないとして、これを棄却した。)ところ、これを 不服とする控訴人が控訴の申立てをした。

2 事案の概要の詳細は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理 由」一、二に記載のとおりであるから、これを引用する。

(当審における付加主張)

(1) 被控訴人

ア) 本件発令に当たって、任命権者である村長に裁量権が認められることは争わないが、そうだからといってどのような人事発令でも許されるものではなく、裁量権 の行使に逸脱、濫用があれば、違法と評価されるべきであることは当然である。 イ)控訴人は、「被控訴人は税務課長として適格性を欠いていた。」などとして様 々な事由を主張しているが、被控訴人は、税務課長として正しいと考える意見を具 中したのにすぎないし、その内容も正当なものであって、「誤った見解に固執した。」と批判されるようなものではない。仮に被控訴人の述べた意見の中に、異論のあり得るものがあったとしても、それは、甲乙両説あり得る中で一つの見解を述べたという程度のものであって、税務課長や公務員としての適格性を疑われるような非常識な意見を述べたことはない。現に、税務課長としての在任中、誤った見解に固執したなどといった理由で、被控訴人に対して懲戒処分等が行われたり、そのための検討が行われたといった事実はないのであり、控訴人の主張は、本件発令を ための検討が行われたといった事実はないのであり、控訴人の主張は、本件発令を 正当化するために、後になってこじつけたものとしか理解のしようのないものであ る。また、被控訴人が他の職員から反発を受けていたという事実もなく、この点に 関する控訴人の主張は、すべて根拠のないものである。 ウ)被控訴人は、以下に述べるとおり、本件発令に当たって嫌がらせとしか考えら

れない異常な処遇を受けており、この事実に照らしてみても、本件発令の真の理由が、被控訴人を嫌悪する村長が、被控訴人に対する嫌がらせを行うことにあったこ とは明らかである。

第1に、控訴人における参事職は、一定数の部下を配置され、その部下を指揮監 習しながら職務を行うものとされており、現に他の参事にはすべて部下が配置されたにも拘わらず、被控訴人一人が部下を全く持たない参事とされた。第2に、平成9年12月26日、翌年1月1日以降の職員の座席配置が決定された際、被控訴人の座席の位置のみが決まっておらず、被控訴人が抗議をした結果、ようやく座席の位置が決められたものの、他の総務課職員は全員役場二階の事務室内に座席が定めておれても物がです。 られたにも拘わらず、被控訴人ただ一人が役場一階の収入役席の横に座席を定めら れるという「島流し」としかいいようのない異常な座席配置となった。第3に、平 成10年1月6日、新体制での職務が始まる時点においても、被控訴人の担当事務 は定められておらず、村長や助役等に尋ねても要領を得ない状態であり、同月12

工) 控訴人は、「本件発令によって被控訴人に経済的損害等は生じていないから、 損害が発生する余地はない。」という趣旨の主張をしているが、本件発令によって 被控訴人が多大な精神的打撃を受けたことは明らかであり、控訴人の上記主張は失 当である。

(2) 控訴人

ア)本件発令は、控訴人の課長職から参事職への異動を命ずるものであって、職制上の格付けや給与上の格付けには変更が生じない「転任」に当たるものであり、かも、勤務場所に移動を生ずるものでもなく、被控訴人に対して損害を与える村長のではないのであるから、このような発令を行うについては、任命権者である村長の広汎な裁量権が認められるべきものである。したがって、本件発令が違法とされるのは、それが地方公務員法13条に定める差別的取扱いに当たるとか、不当な動は、それが地方公務員法13条に定める差別的取扱いに当たるとか、不当な動のは、それが地方公務員法13条に定める差別的取扱いに当たるとか、不当な動と目的に基づくものであるといった特段の事情が存する結果、任命権者に与超える不利益を与えるものであるといった特段の事情が存する結果、任命権者に与えられた裁量権の行使に逸脱、濫用があると認められる場合に限られるものというである。

イ)被控訴人に対して本件発令を行った経緯は次のとおりであって、裁量権の逸 脱、濫用はない。

すなわち、控訴人においては、行政改革の一環として機構改革を進めることと なり、平成10年1月1日から、従前の8課体制を4課1室体制に変更することと なったため、従前課長職にあった者の一部を他の職に異動させる必要が生じてい た。被控訴人は、本件発令前は控訴人の税務課長職にあったものであるが、既に主 張したとおり(原判決の「事実及び理由」二)、所管事項である税務行政上の問題 について誤った見解に固執し、村長や村議会の指示に従わず、また、村長が重要な 施策として取り組んでいた行政改革のための業務改善事業に反対し、業務改善を進 めるためにコンサルティング契約を締結していた民間会社社員の調査依頼にも協力 せず、更に、控訴人の業務改善としての税務相談業務窓口の一本化や税務証明の発 行窓口の一本化に関する施策に関し、根拠のない理由に基づいて村長の指示に従わないなど課長職としての適格性を欠く行為を繰り返していた上、このような独善的 な行動のために他の職員からも激しい反発を受けており、課長職にとどめておくことはできない状態にあった。村長は、以上のような事情や、被控訴人が定年間近 (定年まで約1年)であったことなどを考慮し、機構改革後は、被控訴人を総務課 参事とし、特命事項を担当させることとしたものであって、本件発令は、人事権の 行使として適切なものであり、裁量権の逸脱、濫用が認められる余地はない。 「平成10年1月1日付けの人事異動に当たっては、被控訴人 ウ)被控訴人は、 人が部下を持たない参事とされたばかりか、他の総務課職員の座席はすべて役場二階事務室内と定められたにも拘わらず、被控訴人のみが役場一階に座席が定められ るという「島流し」ともいうべき座席配置が行われ、担当事務も同月12日まで決 まらないなどといった明らかに差別的な取扱いが行われたのであり、このような事 情に照らしてみても、本件発令は、村長が被控訴人を嫌悪し、嫌がらせのために行 ったものであって、裁量権の逸脱、濫用があったことは明らかである。」という趣 旨の主張をする。しかしながら、被控訴人の下に部下を配置せず、座席を役場一階に定めたのは、他の職員との軋轢が生ずることを避けることや、二階事務室に被控 訴人の座席を配置できるだけのスペースがなかったことなどによるものであり、ま

た、担当事務の決定が遅れたのは、担当者が多忙であったことや特命事項として被控訴人にふさわしい職務を定めるのに時間を要したことによるものであり、いずれもやむを得ない事情によるものであって、被控訴人に対する嫌がらせといわれるようなものではない。

エ) なお、既に主張したとおり、被控訴人は、本件発令によって何ら経済的損害等は受けておらず、被控訴人が「島流し」にあったとか「嫌がらせを受けた」というのは、被控訴人の主観的な受け止め方に過ぎないのであるから、本件発令によって被控訴人に損害が生ずる余地はなく、この点においても、被控訴人の本訴請求は失当である。

三 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の本訴請求は棄却すべきものであると判断する。その理由は、次のとおりである。

(1) 控訴人においては、機構改革を実施する結果、平成10年1月1日以降、従前の8課体制が4課1室体制に変更されることになったこと、上記機構改革に伴う人事異動の一環として、従前税務課長の職にあった被控訴人に対し、総務課参事を命ずる旨の本件発令がされたことは当事者間に争いがない。

ところで、証拠(甲8、乙3、4、17)によれば、控訴人における課長職と参事職は、いずれも職制上の7級、8級職であって同格の職として位置付けられており、被控訴人自身も本件発令によって職級や給与の格下げを受けたものではないことが認められるから、本件発令は地方公務員法上の「転任」に当たるものであり、また、同じ役場庁舎内での異動であって被控訴人に勤務場所における不利益が生ずるものでもないのであるから、このような人事発令を行うに当たっては、任命権者である村長の広汎な裁量権が認められるべきものであり、その裁量権の行使に逸脱、濫用があった場合に初めて違法と評価されるべきものである。

(2) この点に関し、被控訴人は、「本件発令は、根拠のない異常な人事発令である。」と主張し、控訴人は、「被控訴人は、税務課長としての適格性を欠いており、従前のままの処遇をすることはできなかった。」という趣旨の主張をするところ、当裁判所としては、本件発令は、少なくとも客観的に見る限り、相応の根拠に基づくものであったといわざるを得ないものであると判断する。その理由は次のとおりである。

ア)証拠(甲10ないし17、乙8の1、2、乙9、10、乙11の1、2、乙1 2、13、乙14の1、2、乙15の1ないし6、乙18の1、2、乙19の1な いし6、乙20の1ないし4、乙21、乙23の1、2、乙25、27、28、証 人Dの証言、控訴人代表者(原審相被告本人)村長の本人尋問、被控訴人本人尋問 (原審及び当審)の結果)によれば、被控訴人が税務課長在任当時次のような事実 があったことが認められる。

- c) 村長は、村の行政改革による業務改善の推進を重要な事業として位置付け、I 社との間でコンサルティング契約を締結して業務改善のための調査検討を依頼して いたが、被控訴人は、同社の調査手法は、村の実情を無視した形式的、表面的なも のにすぎないなどとして批判的な態度を執り、同社が提案した業務時間調査や、具 体的な目標を掲げた業務時間削減について十分な協力をしないなど、行政改革につ いて消極的な態度を執った。
- d)控訴人においては、従来職員が各集落に出向いて確定申告に関する税務相談を行っていたところ、平成9年2月からは、業務改善の一環として税務相談業務の日常として、出張相談を廃止するとの計画が立てられた。村長は、この計画に関する起案文書を提出してきた被控訴人に対し、住民の理解を得るため、各人で、当分の間、マイクロバスを運行して相談に来る住民の落の区長の了承を得、また、当分の間、マイクロバスを運行して相談に来る住民の送迎を行うことを検討するよう指示したが、被控訴人は、「申告は納税者の義として、政策の方法を持ち、区長の下で、区長らへの説得とマイクロバス運行の決定が行われ、相談業務の窓口一元化が実現するに至った。
- e) 同じく平成9年、控訴人の業務改善の一環として、税務証明の発行事務を生活福祉課の窓口において行う旨の窓口事務の移管統合が計画されたが、被控訴人は、「税については守秘義務があるから、税務課以外の窓口においてこれを取り扱うことは許されない。」として上記計画に反対し、結局、この案件も、被控訴人の後任の税務課長が就任した後に実現するに至った。

イ)以上の事実に基づいて検討するに、被控訴人が、税務課長として自らが正しいと考える見解を述べることは、その職責の一部であって、それが上司である村長の意向に反するものであったり、上級官庁や関係官庁等の見解と異なるものであったといるといる。しかしながら、先に認定した諸事実に照らしてみるといったととはできない。しかしながら、先に認定した諸事実に照らしてみる検討を打ったと、投訴人は、税務の専門家であることを自負する余り、従前の経緯に関する検討といて、投訴人の条例の規定が違法であるといる。といまま、独自の見解に基づいて、控訴人の条例の規定が違法であるとからりはいまま、独自の見解に基づいて、控訴人の条例の規定が違法であるとが、もしないます、独自の見解に基づいて、控訴人の条例の規定が違法であると求める、といるは、当初意見を求められていた特別土地保有税の課税免除ではなく、と

非課税土地に当たるとの解釈によって問題が解決されたことによって問題が解決されたことがであるない。 では、C社に提供する代替地について特別土地保有税を課税税のに提供する代ものと認められて特別土地保有税を課税税のの所管課長である被控訴人としては、上司である村長からであるが、他の観点を求められていた課税免除措置の適否ばかりではなうな検討を求められていた課税免除措置の適否がありませる。」などとしての対応をしての対応をしての対応をしての対応をしての対応をしての対応をしての対応をしての対応をしたものであるとであると受け止めたまま、必要な施策の遅延等をもたらしたものであると受け止めたことに、 を次いたまま、必要な施策の遅延等をもたらしたものであると受け止めたことに、 を次いたまま、必要な施策の遅延等をもたらしたものであると受け止めたことに は相応の根拠があるものといわざるを得ない(なお、被控訴人の主張中には、「被控訴人に公務員としての適格性がないということはできないから、本件発令は違法である。」とする部分もあるが、公務員としての適格性の有無は、本来分限処認において問題とされるべき事柄であって、被控訴人に公務員としての適格性があるからといって転任処分としての本件発令が違法となるものではないの職員といるが追法となるものではないの職員といるが追議といるのではないの職員としての本件発令が違法となるものではないの職員とはできることはできることも容易に推認できることは、平の強力を担当されば、本の性のというできであり、この判断自体に裁量権の逸脱、濫用があったというできない。

もっとも、平成9年12月26日の時点において被控訴人の座席が決まっていなかったとの点、及び平成10年1月6日の時点で被控訴人の担当事務が決定されていなかったとの点については、配慮に欠ける点があったといわざるを得ないところがあるが(これらの決定に長時間を要したのかどうかは疑問であるといわざるを得ないし、仮に決定に時間を要する事情があったとしても、座席や担当事務が決まら

ないという不安定な立場に置かれる被控訴人に対しては、事情を説明し、納得を得られるよう配慮をして然るべきものであるが、そのような配慮がされた節もうかにわれないのであって、被控訴人が、これを不当な取扱いであると受け止めたことにも、もっともな面があったといわざるを得ない。)、既に指摘した諸事情も併せ考えてみるならば、これらの事実のみに基づいて、被控訴人を嫌悪し、被控訴人に対する嫌がらせを目的として本件発令がされたと断定することはできないし、また、これらの配慮不足のみをとらえてこれを被控訴人に対する不法行為を構成し、また、に関責任を生じさせるものであるとすることもできないものというべきである。なお、被控訴人は、その本人尋問(原審及び当審)及び陳述書(甲18)におい

「被控訴人は、平成9年1月、G税務署統括国税調査官の調査依頼に基づい 控訴人のほ場整備の確定測量委託契約に関連した控訴人の経理処理について調 査を行い、処理に問題がある旨をG税務署に報告し、村長に対しても、その旨の報 告を行ったところ、叱責を受け、それ以来、村長の控訴人に対する態度が一変したものであり、この事実は、村長が、被控訴人の上記行為に対する復讐として本件発令をしたことを疑わせるものである。」という趣旨の供述ないし記載をしている。しかしながら、証拠(24、25、証人村長(当審)の証言)によれば、被控訴人が指摘している。 が指摘している経理処理に問題があったことは事実であるものの、その主たる部分 は、村長が控訴人の助役に就任する前に行われたものであって、同村長はこれに関 与しておらず、また、関係者に対しては懲戒処分がされており、同村長が、このこ とに対して復讐心を抱かなければならない筋合いのものではないことが認められる 上に(被控訴人の報告に対して村長が不快感を示したことは事実であると認められ るが、国税調査官から指摘を受けたことを村の責任者である村長に報告もせず、独自に調査を行ったことは独断専行と批判されてもやむを得ない側面があるのであって、村長が不快感を示したことには無理のないところがある。そして、仮にこのこ とが本件発令の際に考慮されたとしても、それは、被控訴人に対する個人的な恨み などに基づくものと評価されるべきものではない。)、 村長は、この一件があった 後の同年3月、被控訴人の意見具申に基づき、村税条例改正案を村議会に上程して いることなど既に認定した事情に照らしてみても、上記の経理処理問題後、村長の 態度が一変したというのが事実であるかについても疑問があり、上記供述ないし記載を採用することはできない。また、被控訴人は、その本人尋問(当審)において、「村長から匿名で被控訴人を罵倒する手紙や葉書を送り付けられており、この 事実も、本件発令が村長の個人的な恨みに基づくものであることを推認させる。」 という趣旨の供述をし、甲22、23の各1、2、甲24の1、甲24の2の1、 2 (葉書及び手紙)を提出するが、上記各書証が村長の作成したものであると断ず るに足りるだけの証拠はないのみならず、上記葉書等は、被控訴人が本訴を提起した平成11年1月8日以後に発送されたものなのであるから、その内容に基づいて

本件発令の是非を論ずることも相当ではないものというべきである。そして、以上のほかに本件発令について裁量権の逸脱、濫用があったことを認め

るに足りる証拠はない。

(4)以上の次第で、本件発令が違法であるということはできないのであるから、被控訴人による本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく失当として棄却を免れない。

2 よって、原判決中被控訴人の請求を一部認容した部分は不当であるからこれを取り消した上、この部分に係る被控訴人の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条2項、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 村上 敬一

裁判官 鶴岡 稔彦

裁判官 永谷典雄